

令和３年度第３回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

- １ 開催日時 令和３年１１月１６日（火）午前９時１５分～午前９時５０分
- ２ 開催場所 市役所２階 ２０１会議室
- ３ 出席者 委員３名、工事担当課７名、事務局４名
- ４ 開催形態 公開（傍聴人 人）・**非公開**・一部公開（傍聴人 人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針３．（３）該当

- ５ 審議の経過及び委員会等の結果等 全文筆記・**要点筆記**・議事要旨
次第

（１）入札及び契約手続きの運用状況等について（令和３年７月～９月）

①工事の発注状況について（報告）

（２）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

令和３年度

- ① 「(R3－河) 佐備川護岸改修緊急突発工事（その２）」
- ② 「R3 嶽山送水エンジンポンプ用蓄電池盤取替及びエンジン移設工事」
- ③ 「(R3－通)東条小学校通学路整備工事」
- ④ 「彼方小学校普通教室等床改修工事」
- ⑤ 「R3 彼方配水池 No.1 防水工事」

【委員】 案件①で工事概要の工事延長 $L=10.00\text{m}$ とか、護岸改修工 $L=17.00\text{m}$ となっていますが、この L というのは何の略ですか。

【担当課】 延長の意味で、length（レンジス）の略です。

【委員】 そうすると、案件③の工事概要で、工事延長 $L=20.00\text{m}$ 、ガードレール $L=7.5\text{m}$ 、そうすると工事をしたのは 20.00m で、ガードレールは 7.5m ということですね。

【担当課】 そういうことです。

【委員】 7.5m の工事以外は何の工事ですか。

【担当課】 ガードレール設置部周辺の舗装工事を一体でさせてもらってます。

【委員】 案件①は緊急突発工事です。予定価格を決めておられますが、予定価格は工事前に決められるのですか。

【事務局】 工事をする前は決まっています。事案が発生すれば工事着手してもらわないとい

けないので、概算を担当課が把握していると思いますが、細かいところまではできていないです。執行日が8月19日と記載しておりますが、見積合せをした時期となります。実際は法面の崩落が、6月か7月頃に発生してるんです。あとは精算の形での契約となります。その時に担当課が設計をするので、その後予定価格が決まります。

【委員】 では、金額を交渉する過程で、予定価格を積算されて、それを業者には示されるのですか。

【事務局】 予定価格は、着手前には示しません。

【委員】 工事に着手してもらって完成して、それで金額の交渉になると思いますが、どのような順番になるのですか。予定価格を業者に示してから、見積書を徴取されるのですか。それとも、見積書をもらって、予定価格を業者に示さずに交渉されるのですか。予定価格の位置づけを聞きたいのですが。

【事務局】 予定価格はあとになります。

【委員】 見積書が出てきた後に予定価格を積算されるのですか。

【事務局】 確認ですが、見積というのは最終の見積ということですか。それであれば、予定価格を示した後に見積が出てきます。見積書があとになります。

【委員】 そうなんですか。業者は予定価格を踏まえて見積書を出してこられるということですか。緊急であってもそういう手続きをするということですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 わかりました。

【委員】 ③のガードレールの設置は、最近事件とか事故で要望とかが増えてきているんじゃないかなと思うのですが、この件については突発的な話ではなくて、事前に予定されていたのか、早くここをしてほしいという要望があっても、年度ごとの計画をたててからされてるのでしょうか。

【担当課】 基本的には要望を受けて、予算取りをして、予算を確保でき次第、工事着手させてもらっているという状況です。

【委員】 ここだけはすごい危険だから、緊急突発ですということは基本的にはないということですか。

【担当課】 はい、そうです。

【委員】 わかりました。

【委員】 案件③で業者が8者ですね。内5者が辞退あるいは無効ということになってますが、これは見積書が出てないということなんでしょうか。

【事務局】 例えば業務多忙のため、見積には参加しませんという辞退であるとか、辞退の理由

は会社によって違うと思います。それ以外にも技術者が配置できないとか、この内容については、遠慮するとか様々あります。

【委 員】 随契契約については、8者以上の見積を徴取するということだったのではないですか。

【事務局】 選定を8者させていただくということです。

【委 員】 前にいただいた資料で、随意契約は130万円以下の場合で、原則8者以上の業者に見積書を提出していただくということになっている。

【事務局】 その内容で依頼をさせていただくということです。

【委 員】 必ずしも提出があるわけではないということですね。

【事務局】 はい。例えば今日依頼しますと、中一日おいて提出をしていただくのですが、その数が少ないからといって、追加で業者選定することはございません。あくまでもその8者の中で競争していただくということです。

【委 員】 そうすると、8者以上選定しても、見積書が1者しかなかったらどうなるんですか。

【事務局】 それは成立となります。

【委 員】 この案件では辞退が4で、無効が1となっていますが、無効というのはなんですか。

【事務局】 見積書と内訳書の記載のミスです。それぞれの金額が異なっていたので、無効ということ。見積書と内訳書が別の紙になっていまして、見積金額と内訳書の合計欄を合わせておかないといけないのですが、そこに税込みと税抜きと誤った記載がされたので無効になるということです。

【委 員】 応札されると訂正できないのですか。

【事務局】 一度提出されると、できません。

【委 員】 単純なミスであることが明らかな場合でもですか。

【事務局】 そうです。

【委 員】 ②の工事ですが、3万円の差で気になります。条件付き一般競争入札をしているのですが、この業種で対象になる条件を満たす業者は何者おられるのですか。

【事務局】 工種は機械器具となり、府内対象案件で業者数は130者おられます。水道のポンプであると専門性が高いので、取り扱える業者数は限られてきます。結果的に少なかったのですが、技術者についても、土木や建築一式と比べても少ないので、自ずと業者数も少なくなってしまうのかなというところ。それと、機械器具と一口にいっても、ポンプ、エレベーター、エンジンであるとか、ジャンルが別れており、取り扱いができる業者も少なくなっていますので、毎回数はそのまでは入ってこれられないです。

【委員】 この業種の場合は実質何者いらっしやったのですか。10者いて、2者だけ入ってこられるのか、実質2者だけだったのか。そこを伺いたいのですが。業者が少ないのはおっしゃられる通りだと思うのですが、そうやって絞られてきて2者しかなかったのか。それなりにいたのかどうか。

【事務局】 実際不調になって指名に切り替えるときがありますが、そのときのポンプの取り扱いができる業者で10者くらいだったと思います。

【委員】 一般論はともかくとして、この場合担当課に伺いたいのですが。何者くらいいらっしやるんですか。

【担当課】 把握はしておりませんが、メーカーもおられますし、エンジンやポンプや電気関係を取り扱っておられる工事業業者の方もおられます。メンテ会社も数はいらっしやいますが、ランクが分かれていますので、今回どのランクとかの情報はありません。

【委員】 3万円の差なので事前に話し合いをされたのではないかという観点からの伺いになるんです。実質2者しかなかったのですが、そうであれば話し合ったのかなと思われるし、そこそこの範囲があって、たまたまその2者が入札されたのですということになるのか、そこを伺いたいのです。

【担当課】 ポンプは特殊な分野で、車でいうとあるメーカーのエンジンオイルの交換は別のメーカーに持っていくとそれはできます。ただ精密な部分を直してほしいといってもそれは別のメーカーではできません。それと一緒にポンプというのは特殊な、ある意味特許的な部分がございます。あるメーカーの機械を別メーカーが触れるかということ、触りにくい部分があるということです。そういった意味で入札の数というのは、減る傾向にあります。

【委員】 わかりました。観点を変えるとそういった特殊な技術が必要な工事の場合は、予定価格はどうやって算出されるのですか。一般論で結構です。

【担当課】 一般的な歩掛であれば、そちらで積算しまして、メーカーの特殊な部品であれば、見積を徴取することになります。

○ 開催日程等について

(1) 次回の開催日時について

(2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について